

令和6年 大改正された生前贈与の新ルールに対応

# 相続セミナー & 個別相談会

参加無料・要予約

とき 11月19日(火)

ところ 旭川トーヨーホテル

2階 丹頂の間 旭川市7条通7丁目32-12



わかりやすい解説  
ご夫婦で参加可能

第1部 相続セミナー 13:00~13:50 受付時間 12:30~

65年ぶりの大改正により、相続対策の王道とされてきた生前贈与のルールが大きく変わりました。

これまで広く活用されてきた年110万円までの非課税枠。これを利用した贈与戦略の大きな転換点について解説します。



講師 ふたば税理士法人 代表  
公認会計士・税理士  
西 俊輔

定員 50名

第2部 個別相談会 14:00~16:00

経験豊富な相続専門税理士とスタッフが、あなたの個別のお悩みに丁寧に耳を傾け、最適な解決策を一緒に見つけていきます。(御一組30分まで 先着順)

こんなお悩みはありませんか？

- ✓ 相続が起きたとき何からすればいい？
- ✓ 相続税申告をする必要があるか知りたい
- ✓ 相続税はどれくらいかかる？
- ✓ 生前贈与はどう手続きするの？
- ✓ 相続した土地を売ったらどんな税金がかかる？

わたしたちがご相談承ります



税理士・行政書士  
西 康子



税理士  
嶺 勇治



相続診断士  
熊代 一恵



税理士  
佐々木 厚志

▼WEBフォームまたはお電話にてお申し込みください (主催)

お申込み  
お問合せ



0120-978-028

平日：9:00~17:00



ふたば税理士法人

旭川市2条通8丁目144-2 旭川二条通ビル7階

https://futaba-tax.co.jp